

東京都美術館及び東京芸術劇場の指定管理者候補者の決定について

東京都美術館及び東京芸術劇場について、審査委員会の審査を経て、指定管理者候補者を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、平成20年2月開催予定の東京都議会第一回定例会の議決を得て、指定を行います。

記

1 対象施設

東京都美術館（台東区上野公園8番36号）

東京芸術劇場（豊島区西池袋一丁目8番1号）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成29年3月31日まで（8年間）

3 指定管理者候補者の名称

財団法人東京都歴史文化財団

4 決定理由等

東京都美術館と東京芸術劇場は施設・設備の劣化が著しいため、休館を伴う大規模改修工事が必要となっている。東京都美術館については平成22年度、23年度に、東京芸術劇場については平成23年度に、それぞれ工事を計画している。工事に際して東京都と館運営の実績と蓄積されたノウハウを持つ現指定管理者との綿密な連携が必要であるため、現指定管理者の東京都歴史文化財団の特命期間を延長することとした。

また、指定期間は次期選定にあたっての事業者の準備期間を考慮し、8年間とした。

なお、指定管理者候補者の決定にあたっては、東京都美術館と東京芸術劇場のそれぞれについて外部委員を含む審査委員会を設置し、審査を行った。

別紙1 東京都美術館指定管理者審査委員会概要

別紙2 東京芸術劇場指定管理者審査委員会概要

東京都美術館指定管理者審査委員会概要

(1) 開催日

平成19年12月18日

(2) 審査委員

委員長	三橋 昇	生活文化スポーツ局次長
委員	三木 哲夫	国立新美術館副館長
	南 薫 宏	熊本市現代美術館館長 女子美術大学芸術学部芸術学科教授
	雪山 行二	横浜市美術館館長
	杉谷 正則	生活文化スポーツ局文化振興部長

(3) 審査方法

「東京都美術館条例」及び「東京都美術館条例施行規則」で定める以下の基準に基づき、事業計画書等の審査を行った。

ア 安定的な経営基盤を有していること。

イ 美術館又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。

ウ 利用者のサービス向上を図ることができること。

エ 東京都美術館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

オ 下記業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

(ア) 美術作品その他の美術に関する資料の展示に関する業務

(イ) 美術に関する講演会、講習会等の主催及び援助に関する業務

(ウ) 施設等の使用に関する業務

(エ) 施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(オ) 東京都美術館の施設設備及び物品の維持管理に関する業務

(カ) その他知事が特に必要と認める業務

カ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

キ 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。

ク 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。

ケ その他東京都美術館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(4) 審査委員意見要旨

館の管理運営の基本方針は、現状をベースに館の基本的使命をふまえたものになっている。ただし、日本の美術館の基礎を築いてきた伝統のある館として、その歴史を活用、資産化していく視点がさらに望まれる。

組織・人材については、館長・副館長に経験豊富な人材を確保しており安心感があるが、事業に関する他の都立文化施設等との協力及び適切な役割分担や、業務の裏づけとなる予算・人員の確保に努められたい。

全般的に、豊富な経験と実績に裏付けられた提案がなされており、財団法人東京都歴史文化財団は東京都美術館の指定管理者として適切な団体と認められる。

なお、東京都美術館は大規模改修工事を控えていることから、工事後のリニューアル開館に向けて以下の意見を付す。

絵画や彫刻などのいわゆる美術に限定せず、幅広い芸術ジャンルに関しても事業を展開するよう検討されたい。

混雑緩和など、展覧会における好ましい鑑賞条件を確保するための具体的な方策を検討されたい。

開館時間、休館日の設定は上野地区全体の動向も考慮しつつ検討されたい。

東京芸術劇場指定管理者審査委員会概要

(1) 開催日

平成19年12月6日

(2) 審査委員

委員長	三橋 昇	生活文化スポーツ局次長
委員	大島 秀夫	天王洲銀河劇場支配人
	島田 京子	日本女子大学事務局長
	原 武	サントリーホール総支配人
	杉谷 正則	生活文化スポーツ局文化振興部長

(3) 審査方法

「東京文化会館及び東京芸術劇場条例」及び「東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則」で定める以下の基準に基づき、事業計画書等の審査を行った。

ア 安定的な経営基盤を有していること。

イ ホール・劇場又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。

ウ 利用者のサービス向上を図ることができること。

エ 東京芸術劇場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

オ 下記業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

(ア) 施設等の利用に関する業務

(イ) 音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興に関する業務

(ウ) 施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(エ) 東京芸術劇場の施設設備及び物品の維持管理に関する業務

(オ) その他知事が特に必要と認める業務

カ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

キ 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。

ク 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。

ケ その他東京芸術劇場の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(4) 審査委員意見要旨

一般的に公共ホールとしての役割や必要事項を踏まえており、概ね問題はない提案となっている。よって、財団法人東京都歴史文化財団は、東京芸術劇場の指定管理者として

適切な団体と認められる。

施設の貸し出し業務については、公平性と公演の質確保の双方に配慮しており評価できる。一方、自主事業をさまざまなジャンルで実施することとしていることは評価できるが、より特徴的な新規事業に取り組む提案があっても良かったのではないかと思われる。

また、館の運営にあたっては、開館時間について利用者の要望に柔軟に対応していくとするなど、利用者の視点に立った提案がなされた。さらにショップの充実など利用者以外の一般都民にとっても魅力的な場となり、施設を活性化させるための配慮も期待したい。また、人材の配置については、業務の専門性を損なわないよう配慮されたい。

その他、組織・人材、収支計画などは実現性の高い計画となっている。危機管理や安全確保については引き続き万全を期してもらいたい。